

第21 製造所等において行われる 変更工事に係る取扱い

第21 製造所等において行われる変更工事に係る取扱い

「製造所等において行われる変更工事に係る取扱いについて」【H14.3.29 消防危49】に伴う、法第111条第1項後段の変更許可の手続きを要しない軽微な変更工事（増設、移設、改造、取替、補修、撤去又は変更）の範囲及びその手続き方法の運用基準は、次によること。

1 基本的事項【H14.3.29 消防危49】

(1) 製造所等を構成する部分のうち、危険物以外の物質を貯蔵し、又は取り扱う部分（以下「非対象設備」という。）のみの変更工事が行われる場合において、位置又は消火設備若しくは警報設備に変更を生じないものについては、変更の許可を要しないものとする。

(運用解説)

- ア 非対象設備のみの変更工事が行われる場合において、位置に変更が生じない場合は変更許可を要しないものであるが、この場合の「位置の変更」とは区画の増加を伴う場合（区画を設定しない施設にあっては、保有空地の増加を伴う場合）に限られるものであること。
- イ 含油排水等危険物を含む液体を静置分離して回収する等の処理を行う設備、ハイポリマーの乾燥機器及び危険物蒸気を微量放出する設備等は、危険物判定試験により対象設備に該当するか否かの判断をすること。
- ウ 危険範囲内に存する電気設備を有する非対象設備は、電気設備の基準を満足するものに限られるものであること。

(2) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う部分（以下「対象設備」という。）若しくは対象設備と非対象設備の両方の部分に関して行われる変更工事については、位置、構造及び設備の基準（以下単に「基準」という。）との関連により変更許可を要するかどうかについて判断する必要が生じる。

当該判断において、当該変更工事が、「基準の内容と関係が生じないものであると判断できる場合」又は「形式的には基準の内容と関係が生じるが保安上の問題を生じさせないものであると判断できる場合」は、軽微な変更工事として事前に変更届出書（資料提出を含む。）を提出し、又はこれを提出しないで変更許可を要しないものとすることができる。

2 具体的な運用に関する事項【H14.3.29 消防危49】

(1) 非対象設備のみの変更工事が行われる場合であって、位置又は消火設備若しくは警報設備に変更を生じないものについては、設備機器配置図、機器リスト及びフローシートの記載内容に変更を生ずるものに限り、事前に資料提出を行うことをもって足りる。

(運用解説)

- ア 非対象設備に係るフローシートの記載要領は、次によること。
 - (ア) 機器は、配管の一部とみなされる程度のフィルター等小規模のものを除き、すべて記載すること。
 - (イ) 配管等移送設備は、機器間を連絡するもののうち主要なもののみで表すことができる。
 - (ウ) 非対象設備のみに係る緊急停止設備が存する場合は、前(ア)及び(イ)に記載された範囲内で、最大限記載すること。
- イ 非対象設備のみの変更工事で電気設備の変更を伴う場合であっても、当該電気設備に係る工事については、非対象設備の変更に附隨する工事とみなして差し支えないこと。
- ウ 非対象設備のみの変更工事に係る提出図書は、原則として設備機器配置図、機器リスト及びフローシートで足りる。

(2) 対象設備又は対象設備と非対象設備の両方の部分に関して行われる変更工事であって、工事の

内容が軽微であるが、基準の内容と関係が生じるかどうかについて確認する必要があるものについては、「資料の提出を要する軽微な変更工事」として事前に変更の内容を資料提出又は変更届出書により提出するものとする。

この場合において、変更の内容が基準の内容と関係がないとき又は基準の内容と関係が生じるとしても変更の内容が保安上影響を及ぼさない軽微なものであるときは、そのことを確認した上で変更許可の手続きを要しないとすることができる。

(運用解説)

文言上は非対象設備であっても、法第10条第4項の基準の対象となるものについては、原則として変更許可を要するものであるため、別記1の例示により取り扱うこと。

- (3) 工事の形態により、変更許可を要する工事と、前(1)及び(2)の「資料の提出を要する軽微な変更工事」が同時に行われる場合には、変更許可申請書に前(1)又は(2)の資料を添付して提出しても差し支えないものであるが、前(1)又は(2)の変更に係る部分については、変更許可に係る完成検査は要しないものであること。
- (4) 前(2)の「資料の提出を要する軽微な変更工事」及び次の(8)の「資料の提出を要しない軽微な変更工事」に関する具体的な判断資料については別記1のとおりであるが、別記1の第2及び第3の運用にあたっては、変更工事が別記1の「第1 定義」の増設、移設、改造、取替、補修、撤去又は変更のいずれに該当するかを判断し、申請区分を決定すること。
- (5) 別記1に掲げられていない工事であっても、変更の程度がこれらの例のいずれかと類似又は同等であると認められるものについては、同じ扱いをするものであり、この場合にあっては、事前に相談すること。
- (6) 別記1に掲げられている各変更工事は一般的な例示であり、あくまでも最終的には、個々の変更内容を当該製造所等の基準及び火災予防上又は安全対策上の全体的な観点で判断することとし、この基準によることがふさわしくない場合は、その都度協議して決定すること。
したがって、資料提出に伴い、変更工事の具体的な内容から判断して変更許可の手続を要する場合もあること。
- (7) 特例処理を要する変更工事にあっては変更許可とし、特例処理を要しない変更工事にあっては、その内容により申請区分を判断すること。
- (8) 変更の内容が極めて軽微であることから、基準の内容と関係が生じないこと又は保安上の問題を生じさせないことが明白であるものについては、「資料の提出を要しない軽微な変更工事」として資料提出又は変更届出書を提出することなく、変更許可を要しないこととすることができる。
なお、この変更工事を実施したことにより、申請図書と工事後の状況が異なるものにあっては、図書の差替え又は修正等によりその整合性を図ること。

3 火花を発する器具の使用に係る手続き

「確認を要しない軽微な変更工事」のうち溶接溶断等火花を発する器具等を使用する工事であって、安全対策としての仮設防火塀等を設置して行う場合には、事前に資料の提出を求めるものであること。

ただし許可申請、仮使用承認申請において、溶接溶断等火花を発する器具の使用場所等を確認できる場合は、重複して資料の提出を求めないものとする。

4 製造所等において行われる変更工事に係る取扱いの定義

- (1) 「取替」とは、製造所等を構成する機器・装置等を既設のものと同等の種類、機能・性能等を有するものに交換し、又は造り直すことをいい、「改造」に該当するものを除く。
- (2) 「補修」とは、製造所等を構成する機器・装置等の損傷か所等の部分を修復し、現状に復するこ

とをいい、「改造」に該当するものを除く。

- (3) 「撤去」とは、製造所等を構成する機器・装置等の全部又は一部を取り外し当該施設外に搬出することをいう。
- (4) 「増設」とは、製造所等に新たに機器・装置等の設備を設置することをいう。
- (5) 「移設」とは、製造所等を構成する機器・装置等の設置位置を変えることをいう。
- (6) 「改造」とは、現に存する製造所等を構成する機器・装置等の全部又は一部を交換、造り直し等を行い当該機器・装置等の構成、機能・性能を変えることをいう。
- (7) 「変更」とは、変更内容を増設、移設、改造、取替、補修又は撤去の文言で表現することが適当でないものをいう。

1 変更工事の区分
変更工事は、「増設」、「移設」、「取替」、「補修」、「撤去」及び「変更」に区分する。

2 増設等の定義

- (1) 「増設」：製造所等に、新たに機器・装置等の設備を設置すること（組み込むことを含む。）をいう。
- (2) 「移設」：製造所等を構成する機器・装置等の設置位置を変えることをいう。
- (3) 「改造」：現に存する製造所等を構成する機器・装置等の全部又は一部を交換、造り直し等を行い当該機器・装置等の構成、機能・性能を変えることをいう。
- (4) 「取替」：製造所等を構成する機器・装置等を既設のものと同等の種類、機能・性能等を有するものに交換し、又は造り直すことをいい、「改造」に該当するものを除く。
- (5) 「補修」：製造所等を構成する機器・装置等の損傷箇所等の部分を修復し、現状に復することをいい、「改造」に該当するものを除く。
- (6) 「撤去」：製造所等を構成する機器・装置等の全部又は一部を取り外し当該施設外に搬出することをいう。
- (7) 「変更」：変更内容を増設、移設、改造、取替、補修又は撤去の文言で表現することが適当でないものをいう。

3 その他

- (1) 「番号」欄の数字は、49号通知にある項目を示す。
- (2) 「変更内容」欄の「・」を付した項目は、49号通知にない項目である。
- (3) 「変更内容」欄の○付き数字があるものは、運用解説を参照すること。

第2 共通事項

項目	番号	変更内容	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	変更	申請区分：◎許可 ○変更届 △資料提出	▲届出不要
<建築物>											
建築物及び工作物	1 屋根(キャノピー)を含む。) 、壁、柱、床、はり	○	○	○	○	○	△	△	△	① 壁に開口部を設ける場合は、改造に該当すること。屋根(キャノピー)を含む。) の取替については、小屋組、軸組の取替も含むこと。取替は、水平投影面積の2分の1未満に限ること。移送取扱所に係る監視小屋については、第3施設別事項「移送取扱所」の項目の例によること。	
	・屋根面の採光	○	○	○	○	○	△	△	△		
	・建築物の基礎	○	○	○	○	△	△	△	△		
	・耐火区画①	○	○	○	△	△	△	△	△		
	・耐火区画の配管貫通部	○	○	○	△	△	△	△	△		
	2 防火上重要な間仕切壁	△	△	△	△	△	△	△	△		
3 内装材		○	—	○	△	△	△	△	△		
	・内装材(危険物を取り扱わない場所)	—	△	△	△	△	△	△	△		
4 防火設備②		○	○	△	△	△	△	△	△	② 特定防火設備を防火設備に変更する場合(その逆も含む。)、開口部の面積を変更し防火設備の大さきを変える場合は、許可とすること。	
	・防火設備の自動閉鎖装置	△	—	△	△	△	△	△	△		
	・防火設備の構成部材	—	—	△	△	△	△	△	△		

項目番号	変更内容	増設	改修	取替	補修	撤去	変更	申請区分：◎許可 ○変更届 △資料提出	◆届出不要 運用解説	
建築物及び工作物	5 ガラス、窓、窓枠（防火設備を除く。） 6 階段 ・階段（危険物を取り扱わない場所） ・雨どい、	△ ○	△ ○	△ ○	△ ○	△ ○	△ ○	△ ○	△ ○	
	<工作物>									
7 保安距離又は保有空地の代替措置の塀、隔壁 8 架構① ・流出防止板、金属製導管 ・架構第1層部分の柱の耐火措置③ 9 配管、設備等の支柱、架台② 9配管、設備等の支柱、架台の耐火措置③ 10 歩廊、はしご ・階段④	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	△ △ △ △ △ △ △ △ △ △	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	△ △ △ △ △ △ △ △ △ △	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	△ △ △ △ △ △ △ △ △ △	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	△ △ △ △ △ △ △ △ △ △	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	△ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	<工作物>									
	① 架構とは、製造所及び一般取扱所のプラントを取り扱う設備等を取り扱う設備等を支持する工作物であって、足場としての床を有し、開放性を有するものであること。 架構、架台等に点検用足場を取り付ける等の工事を行う場合は、資料提出とすること。									
	② 非対象設備に係る配管の支柱及び架台は、防油堤内及び保有空地内を除き、届出不要であること。									
	③ 耐火措置の改造にあっては1時間耐火を確保すること。 ④ タンク等の歩廊、はしご、階段等については、第2共通事項「タンク等」の項目の例によること。 非対象設備の機器に直接取り付けている歩廊、はしご、階段等の設置については、届出不要であること。									
	<保有空地>									
11 植栽①	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	△ △ △ △ △ △ △ △ △ △	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	△ △ △ △ △ △ △ △ △ △	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	△ △ △ △ △ △ △ △ △ △	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	△ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	
	<保有空地>									
	・保有空地外の植栽（屋外タンク貯蔵所の防油堤に設ける植栽に限る。） ・保有空地、区画の増加② ・保有空地、区画の減少	— — — — — — — — — —	— — — — — — — — — —	— — — — — — — — — —	— — — — — — — — — —	— — — — — — — — — —	— — — — — — — — — —	— — — — — — — — — —	— — — — — — — — — —	

項目 番号	変更内容	増設	移設	改修	取替	補修	撤去	変更	申請区分：◎許可 ○変更届 △資料提出	▲届出不要
タンク等 ※注1									運用解説	
注1 タンク等とは、屋外タンク貯蔵所、地下タンク貯蔵所、簡易タンク貯蔵所、移動タンク貯蔵所及び20号タンクをいうものであること。（以下この運用基準において同じ。）。同項目内の「構造等」及び「設備等」の工事については、タンク本体に影響を与えないものが該当するものとし、タンク本体に影響を与える場合は、第1-10「屋外タンク貯蔵所等の接部検査・水張検査等一覧表」によること。										
	<基礎等>								<基礎等>	
12	犬走り、法面、コンクリートリング①	◎	◎	◎	○	△	△	△	① ひび割れに対するパテ埋め又はこれと同等の補修は、届出不要であること。	
	・上記以外のタンク基礎①	◎	◎	○	○	△	△	△	鉄筋にかかる工事は、許可とすること。	
13	地下タンクの上部スラブ①	—	—	○	○	○	—	—		
	・特定、準特定タンクに係るボーリング調査	—	—	—	—	—	—	△		
	<構造等>								<構造等>	
14	屋根支柱、ラフター、ガイドホール等	◎	◎	◎	○	△	○	○	① 耐火措置の改造にあつては1時間耐火を確保すること。	
15	屋外タンクの支柱の耐火措置①	○	—	○	○	▲	△	△		
16	階段、はしご、手すり等	◎	◎	○	○	▲	△	△		
	・歩廊（タンク本体に直接取り付けているものに限る。）	○	○	○	○	▲	△	△		
	・歩廊（タンク本体に直接取り付けているものを除く。）	△	△	△	◀	◀	△	△	② 第6「屋外タンク貯蔵所」4(1)ノの例によること。	
	・歩廊橋（タンク間の歩廊橋）②	—	—	○	△	▲	△	△		
	・階段ステップ、配管サポート、点検用架台サポート、アース等の設備の工事には、取付用当板を含む。	△	△	△	△	▲	△	△	③ 階段ステップ、配管サポート、点検用架台サポート、アース等の設備の工事には、取付用当板を含む。	
	・マンホールのふたにノズルの取付け、取替、取外し④							△	④ 圧力タンク（地下貯蔵タンク、簡易貯蔵タンク及び移動貯蔵タンクは常圧タンクを含む。）における許可とすること。	

項目番号	変更内容	申請区分：◎許可 ○変更届 △資料提出 ▲届出不要						
		増設	移設	改造	取替	補修	撤去	変更
タクシ等	22 雨水浸入防止措置	△	△	△	▲	▲	△	△
	・ノズル用途の変更	-	-	-	-	-	-	△
	・冷却用散水設備（義務設置）	○	○	○	▲	▲	○	
	・冷却用散水設備（自主設置）	○	△	○	▲	▲	△	
	・熱交換器（アセットアルデヒド等に限る。）	○	△	△	▲	▲	○	
	・熱交換器（自主設置）	○	△	△	▲	▲	△	
	・雨水遮蔽板	△	△	△	▲	▲	△	
	・ゲージハッチ等（既設ノズルを利用したものに限る。）	△	△	△	▲	▲	△	
	・遠方注入口⑦	○	△	△	▲	▲	△	
	・遠方注入口のための静電気除去棒（電極）	△	△	△	▲	▲	△	
	・ミキサー、攪拌装置（電動機を含む。）	△	△	△	▲	▲	△	
	・保冷材⑧	○	△	△	▲	▲	△	
	・受入れ、拡出しノズルの形状変更⑨	-	-	△	-	-	-	△
	・常用圧力の変更（水圧検査を伴うもの）	-	-	-	-	-	-	○
	・常用圧力の変更（水圧検査を伴うもの）	-	-	-	-	-	-	○
	・貯蔵温度の変更							○
	・静電気除電板	△	△	△	▲	▲	△	

項目 番号	変更内容	増設	改 造	取 替	補 修	撤 去	変 更	申請区分：◎許可 ○変更届 △資料提出	▲届出不要 運用解説
危 険 物 設 備 等	<配管等>								
23	配管（地下配管、移送取扱所を除く。）①	△	△	△	△	△	△	① 配管経路が変わった場合は、移設に該当すること。 配管の工事について、次に掲げるものの一に該当する場合は許可とする場合。 配管の支柱に耐火被覆を施工する必要がある場合 配管の新設と同時に、施設の品名、数量、倍数に変更がある場合 (ただし、一の施設で許可を受ける場合、他の施設は資料提出として差し支えないこと。)	
24	地下配管②	○	○	○	○	○	△	② 地下配管とは、地下埋設配管及びカルバート内で水没するおそれのある配管をいうこと（スチールエジェクター等で対応している場所に設置するものを含む。）。 地下配管の配管工事の際、溶接を伴わない場合は、資料提出として差し支えないこと。	
25	配管途中の温度計、圧力計、フィルター、ストレーナー等（移送取扱所を除く。）③	▲	▲	▲	▲	▲	▲	③ 移送取扱所に係る流量計、温度計、圧力計、ストレーナー、フィルター及びベントノズル、ドレンノズル、サンプリングノズル等による。第3施設別事項「移送取扱所」の項目の例によること。	
26	可とう管継手（認定品及び口径40A未満のもの）④	△	△	△	△	△	△	④ タンク等の直近に設けるもの、消防設備に設けるもの以外の増設、改造は、届出不要として差し支えないこと。	
27	可とう管継手（上記以外）④	○	△	○	△	▲	△	④ タンク等の直近に設けるもの、消防設備に設けるもの以外の増設、改造は、届出不要として差し支えないこと。	
28	配管の加熱装置（蒸気、温水等を用いたものに限る。）	△	△	△	△	△	△	④ タンク等の直近に設けるもの、消防設備に設けるもの以外の増設、改造は、届出不要として差し支えないこと。	
29	配管の加熱装置（蒸気、温水等を用いたものを除く。）	○	○	○	○	○	△	④ タンク等の直近に設けるもの、消防設備に設けるもの以外の増設、改造は、届出不要として差し支えないこと。	
30	配管ピット、注入口ピット、地下配管接合部の点検ます	○	○	○	○	○	△	④ タンク等の直近に設けるもの、消防設備に設けるもの以外の増設、改造は、届出不要として差し支えないこと。	
	・地下タンクの漏洩検知管	○	○	○	○	○	△	④ タンク等の直近に設けるもの、消防設備に設けるもの以外の増設、改造は、届出不要として差し支えないこと。	
	・地下タンクの漏洩検知設備	○	○	○	○	○	△	④ タンク等の直近に設けるもの、消防設備に設けるもの以外の増設、改造は、届出不要として差し支えないこと。	
	・給油ホース、給油ノズル、結合金具	○	△	△	△	△	△	④ タンク等の直近に設けるもの、消防設備に設けるもの以外の増設、改造は、届出不要として差し支えないこと。	
	・危険物の払出し口、充填口等	○	△	△	△	△	△	④ タンク等の直近に設けるもの、消防設備に設けるもの以外の増設、改造は、届出不要として差し支えないこと。	
	・地下配管の塗覆装、コーティング、電気防食	○	—	○	△	△	△	④ タンク等の直近に設けるもの、消防設備に設けるもの以外の増設、改造は、届出不要として差し支えないこと。	
	・配管のサイトグラス、テフロンホース等	○	△	△	△	△	△	④ タンク等の直近に設けるもの、消防設備に設けるもの以外の増設、改造は、届出不要として差し支えないこと。	

項目 番号	変更内容	申請区分：◎許可 ○変更届 △資料提出	▲届出不要 運用解説
危 険 物 設 備 等 等	<機器等>	<機器等>	<機器等>
33	ポンプ設備（移送取扱所を除く。）①	◎ ○ ○ ○ ▲ △	① ポンプ設備（移送取扱所を除く。）、熱交換器等の取替、改造については、能力（吐出圧力×吐出量、伝熱面積等）が1・2倍を超える場合は、許可とすること。型式が変更しても、取替とみなすこと。型式が変更しても、許可とすること。「電気設備のみの項目の例によること」。
34	熱交換器①	◎ ○ ○ ○ ▲ △	② 第2共通事項「電気設備のみの項目の例によること」。
	・熱交換器のチューブパンドル	— — ▲ — —	③ 第17「電気設備」も勘案する必要があること。
	・熱交換器に附属する送風設備（電動機を除く。）、散水設備等	△ △ ▲ △	④ 排出、換気設備の多少の能力変更も取替とみなして差し支えないこと。
35	熱交換器（ポンプ、熱交換器の移設において基準を満足しないこと。他施設で許可を受けて差し支えないこと。）	△ △ ▲ △	⑤ 排出、換気ファンのモーター変更を伴う場合は、第17「電気設備」も勘案する必要があること。
36	配管に設けられる弁（移送取扱所を除く。）	△ △ ▲ △	
	・危険物機器等の本体に付くバルブ（移動タンク貯蔵所の底弁、タンクの元弁、移送取扱所を除く。）	▲ ▲ ▲ ▲	
37	攪拌装置（電動機を除く。）②	△ △ ▲ △	
38	炉材	△ △ ▲ △	
39	反応機等の覗き窓ガラス（サイトグラス）	△ △ ▲ △	
40	加熱、乾燥設備に附属する送風、集塵装置（電動機を除く。）	△ △ ▲ △	
41	波返し、とい、受け皿等飛散防止装置	△ △ ▲ △	
42	ローディングアーム、アンローディングアーム（移送取扱所を除く。）	◎ ○ ○ ○ ▲ △	
	・ローディングアーム又はアンローディングアームの構成部品	— — ▲ — —	
43	ローラーコンベア等危険物輸送設備（電動機を除く。）	△ △ ▲ △	
44	可燃性ガス回収装置	◎ ○ ○ ○ ▲ △	
45	保溫（冷）材（屋外タンク貯蔵所のタンク本体に係るものを除く。）	△ — ▲ ▲ △	
46	排出設備（強制排出設備、ダクト等を含む。自然換気を除く。）③	◎ ○ ○ ○ ▲ △	
47	換気設備（ダクト等を含む。自然換気に限る。）③	◎ ○ ○ ▲ △	

項目 番号	変更内容	増設	改修	取替	補修	撤去	変更	申請区分：◎許可 ○変更届 △資料提出	▲届出不要 運用解説
危険物 設備等 等	電気防食設備④	○	○	○	△	△		④ 腐食のおそれが（特に）高い地下貯蔵タンクに施工する場合も、この項目で判断して差し支えないこと。	
	・その他の危険物機器（他の項目で規定されているものを除く。）⑤	○	○	△	△			⑤ 塔の改造（材質の変更、トレイの充填物への変更等）において、過半に満たない改造の場合は、資料提出として差し支えないこと。	
	・危険物機器の基礎（タンク等、防油堤、ためます、囲い、油分離槽等を除く。）	△	△	△	△			高所対応の消防設備が必要な塔において、過半以上の改造を行う場合は、高所対応の消防設備を整備すること。	
	・危険物機器に係るベントノズル、ドレンノズル、サンブリンクノズル等（タンク等及び移送取扱所を除く。）	△	△	△	△				
	・危険物機器に係るノズルの用途変更	—	—	—	—	—	—		
	・危険物機器の常用圧力、運転温度の変更（タンク等除く。）	—	—	—	—	—	—		
	・非危険物機器	△	△	△	△	△			
<制御装置、安全装置等>									
49	圧力計、温度計、液面計等現場指示型計装設備①	△	△	△	△	△	△	① 液面計には、界面検知器及び油面検知器等も含まれること。	
50	安全弁、破裂板等の安全装置②	○	△	△	△	△	○	② 安全装置の機能の多少の変更は、取替に該当すること。	
51	温度、圧力、流量等の調節等を行う制御装置（駆動源、予備動力源等を含む。）	△	△	△	△	△	△	③ 消火設備の代替えとしての緊急遮断弁及び塗素封入装置については、第2共通事項「消火設備及び警報設備」の項目の例によること。	
52	緊急遮断弁（放出）装置（安全弁等を除く。）、反応停止剤供給装置等の緊急停止装置（駆動源、予備動力源、不燃性ガス封入装置等を含む。）（1万kN以上の中外タンク及び移送取扱所の緊急遮断弁を除く。）③	△	△	△	△	△	△	④ マンホールプロテクターの工事の際、タンク本体に影響を与える場合は、第2共通事項「タンク等」の項目の例によること。	
53	地下タンクのマンホールプロテクター④	○	○	○	○	○	○		
	・ガス検知器、ガス漏えい監視装置（任意設置のもの）	△	△	△	△	△	△		

項目番号	変更内容	増設	改修	取替	補修	撤去	変更	申請区分：◎許可 ○変更届 △資料提出	▲届出不要 運用解説
	<防油堤等>①								<防油堤等>
	<防油堤等>②								<防油堤等>
防油堤及び排水設備等	54 防油堤（仕切堤を含む。）②	◎	◎	○	△	—	① 防油堤本体に影響を与える場合は、許可とすること。 防油堤貫通部を埋め戻す際、配筋工事がある場合は、許可とするこ と。 あつても、漏えい防止に有効な工事方法とすること。		
	55 防油堤水抜弁	○	○	△	△	○			
	56 防油堤水抜弁の開閉表示装置	○	○	○	△	○			
	57 防油堤の階段、防油堤内の点検歩廊（防油堤と一 体構成のもの）	○	○	△	△	△	② 既存防油堤に新たに目地を設ける場合又は既存目地部に漏えい防止措置を設ける場合は、改造に 該当すること。		
	58 防油堤の階段、防油堤内の点検歩廊（防油堤と一 体構成でないもの）	△	△	△	▲	△			
	・防油堤容量の変更	—	—	—	—	—	△		
	・仮設防油堤進入路	△	△	△	—	—	△		
	<排水溝等>								<排水溝等>
	59 排水溝、ためます、油分離槽、圃い（ダイク）等								① 区画の増加を生じない限り、移設又は改道は、資料提出として差し支えないこと。 法的に満足する圃い、排水溝の範囲内に任意で増設する場合は、資料提出として差し支えないこ と。
	①	○	○	○	▲	△			
	60 プランケット、地盤面又は舗装面（地下タンクの 上部スラブを除く。）②	△	△	△	▲	△	② プランケットの増設は、許可とすること。		
	・防油堤内の敷石をコンクリートに変更する。	—	—	—	—	—	△		
	・防油堤内の排水溝	△	△	△	▲	△			
電気設備等	61 電気設備（配線、分電盤、配電盤、スイッチ等器 具、照明器具、電動機等）①	○	○	△	△	○	注 ² 第17「電気設備」を満足する必要があること。 非対象設備に附隨する器具については、当該非対象設備の扱いとすること。		
	62 避雷設備	○	○	△	▲	△	① 移送取扱所のポンプの電動機の改造（新たに50kwを超えるものに限る。）は、許可とすること。		
	63 静電気除去装置（接地方式のものに限る。）	△	△	△	▲	△			
※注 ²	・静電気除去装置（接地方式のものを除く。）	○	○	△	▲	△	※太陽光発電設備を設置する場合は、資料第1-9「危険物施設に太陽光発電設備を設置する場合 の安全対策等に関するガイドラインについて」を参照。		

項目番号	変更内容	増設	改修	取替	補修	撤去	変更	申請区分：○許可 ○変更届 △資料提出	△資料提出 ▲届出不要	運用解説
<消火設備>①										
64	ポンプ・消火薬剤タンク	◎	◎	◎	△	▲	△	① 消火設備の変更で、電気設備の変更を伴うものについても、この項により判断して差し支えないこと。		
	・薬剤ボンベ	◎	◎	◎	○	—	△	・構造・設備の技術上の基準に適合する審査の必要なものは、許可とすること。		
65	第1種から第3種消火設備（散水、水幕設備を含む。）の配管、消火栓本体、泡チャンバー等の放出口等（泡ヘッドを除く。）②	◎	◎	◎	○	▲	△	・自主設置に係る消火設備の撤去は、原則として資料提出で差し支えないこと。（埋設配管		
66	第1種から第3種消火設備の弁、ストレーナー、圧力計等	◎	◎	○	—	△	△	② 第1種から第3種消火設備には、ドレンチャー設備、窒素封入設備、スナッフイングシステム吹込設備及び燃料緊急遮断弁等の特殊消火設備を含むこと。		
	・泡ヘッド	◎	◎	○	—	△	△	・配管の工事に伴い圧力損失が減少するものについては、資料提出で差し支えないことを除く。）。		
	・水源、貯水槽	◎	◎	◎	△	△	△			
	・呼水装置（減水警報装置を含む。）	—	△	△	▲	△	△			
	・制御盤、安全装置、起動装置、音響警報装置	◎	◎	◎	▲	△	△			
	・消火栓箱、ホース	△	△	△	▲	△	△			
	・表示灯、始動表示灯	△	△	△	▲	△	△			
	・予備動力源、非常電源	◎	◎	◎	△	▲	△			
67	第4種、第5種消火設備	○	○	—	▲	△	△			
68	消火薬剤③	—	—	○	▲	—	△	③ 消火薬剤の変更は、改造に該当すること。薬剤種別、メーカー名、商品名が変更されても、適応性（水溶性、非水溶性の別）、泡水溶液濃度に変更がない場合は、資料提出として差し支えないこと。		
	・他の施設の消火設備を当該施設の消火設備とする場合	—	—	—	—	—	○			
	・アルキルアルミニウム等の燃焼槽	◎	◎	◎	▲	△	△			
<警報設備>①										
69	警報設備（自動火災報知設備の受信機 感知器を除く。）	○	○	○	▲	▲	△	① 警報設備の変更で、電気設備（配線を含む。）の変更を伴うものについても、この項により判断して差し支えないこと。自主設置に係る警報設備は、原則として資料提出で差し支えないこと。		
70	自動火災報知設備の受信機	◎	◎	△	▲	△	△	② 10個以下（既設と同種類のものに限る。）で警戒区域の変更がない場合は、資料提出として差し支えないこと。		
71	自動火災報知設備の感知器②	◎	◎	◎	▲	—	△			
	・中継器、発信器、表示灯、地区音響装置	◎	◎	○	▲	△	△			
	・非常電源	—	△	△	▲	—	△			
	・代替え設備（ページング等）	◎	△	△	▲	△	△			
	・警鐘、拡声装置	△	△	▲	▲	△	△			
	・移送取扱所に係る警報設備	◎	△	▲	▲	△	△			

項目 番号	変更内容	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	変更	申請区分：◎許可 ○変更届 △資料提出	▲届出不要 運用解説
その他 72	標識、掲示板	△	△	△	△	▲	◀	—		
	・事故に係る変更工事①	—	—	—	—	—	—	—	①　火災等の事故により製造所等の構造又は設備の一部を破損したものを修復しようとするとき。	
	・非危険物機器を危険物機器に変更	—	—	—	—	—	—	—	②	
	・危険物機器を非危険物機器に変更	—	—	—	—	—	—	—	△	
	・20号タンクを20号タンク以外に変更	—	—	—	—	—	—	—	△	
	・危険物以外の物品の貯蔵禁止の例外を行う場合 (元の危険物に戻す場合を含む。)	—	—	—	—	—	—	△		
	・設置者等の住所、氏名、会社名(譲渡引渡届に係るもの)を除く。)の変更	—	—	—	—	—	—	—	○	
	・建築物、タンク等、ポンプ等の設備機器の機番、名称変更	—	—	—	—	—	—	—	△	
	・ポンプ、熱交換器、ベッセル等の單一又は複数機器の休止②	—	—	—	—	—	—	—	△	
	・複数の工程を有する製造所等の一工程の休止②	—	—	—	—	—	—	—	△	
	・品名数量倍数変更届の提出は要さないが、算定期拠となるその内訳を変更する場合(試作品目の変更等を含む。)	—	—	—	—	—	—	—	△	
	・機器の内容物の変更	—	—	—	—	—	—	—	△	③　共用設備とは、この運用基準に掲げる設備、機器等が複数の危険物施設に所属する設備をいうこと。
	・共用設備(ポンプ、配管、防油堤、消防設備、警報設備等)③	—	—	—	—	—	—	—	△	④　共用設備の工事については、主たる施設で許可又は資料提出を行い、他の施設については、資料提出として差し支えないこと。

第3 施設別事項

項目番号	変更内容	増設	改修	取替	補修	撤去	変更	申請区分：◎許可 ○変更届 △資料提出	▲届出不要
製造所	73 ボイラー、炉等のバーナーノズル	◎ ○	△	△	△	△	△	注3 ノズル等の取替に伴い、施設の品名、數量、倍数に変更があり、かつ、位置、構造及び設備の基準に変更を生じる場合は、許可とすること。	運用解説
塗装機噴霧ノズル、ホース等①	◎ ○	△	△	△	△	△	△		
・ 74 運搬容器の充填設備（固定注油設備）②	◎ ○	△	△	△	△	△	△		
一般取扱所	75 分析計（キュービクル内取付を含む。）【分析計（例）サルファン分析計、ガスクロマトグラフィ、オートサンプラー、粒度計等】③	◎ ○	△	△	△	△	△	① ホースの改造に伴い特例を適用する場合は、許可とすること。	
※注3	76 作業用広報スピーカー	△	△	△	△	△	△	② 充填設備のうち、ホース、ノズル又は結合金具については、第2共通事項「危険物設備等」の項目の例によること。	
屋内貯蔵所	77	▲	▲	▲	▲	▲	▲	③ 容器詰替えの一般取扱所の固定注油設備については、第3施設別事項「給油取扱所」の項目の例によること。	
屋外タンク貯蔵所	78 ラック式以外の棚①	○ ○ ○	△	△	△	△	△	① ラック式棚とは、昇降機により収納物の搬送を行う装置を備えたものをいう。	
	79 ラック式棚①	○ ○ ○	○	△	△	△	△	① ラック式以外の棚にはあつては、高さ、幅及び長さが若干変わっても取替とみなす。	
	80 ・冷房装置等	○ ○ ○	○	○	△	△	△	壁貫通を伴うものは許可（耐震についての評価も必要）	
屋外タンク貯蔵所	81 ローリングラダー（浮き屋根に設ける設備）	○	△	△	△	△	○	① 複数設置しているドレンの一部を撤去する場合、流量等の計算をして問題なければ資料提出とし	
	82 ポンツーン	○	—	○	○	△	○	て差し支えないこと。	
	83 浮き屋根のウエザーシールド（浮き屋根に設ける設備）	○	—	○	△	△	△	② 保温、保冷材の解体、復旧は、届出不要であること。	
	84 浮き屋根のシール材（浮き屋根に設ける設備）	○	—	△	△	○	○	保温、保冷材の厚さが増加する場合は、許可とすること。	
	85 ルーフドレン（浮き屋根に設ける設備）、エマー	○	△	○	△	△	○	・ 流出危険物自動検知警報装置（自主設置）	
	ジエンシードレン①	○	—	△	△	△	△	① 流出危険物自動検知警報装置（自主設置）	
	86 保温（冷）材②	○	△	△	△	△	△	② コーティング	
	87 流出危険物自動検知警報装置	○	△	△	△	△	△	・ 緊急遮断弁（1万kℓ以上のタンク）③	
		△	△	△	△	△	△	③ 予備動力源の種類を変更する場合は、許可とすること。	

項目 番号	変更内容	増設	移設	改修	取替	補修	撤去	変更	申請区分：◎許可 ○変更届 △資料提出	▲届出不要
屋内 タンク貯 藏所	89 出入口のしきい ・出入口のせき板	◎	◎	◎	▲	▲	▲	—	運用解説	
簡易タンク貯 藏所	90 タンク固定金具	△	△	△	▲	▲	△	△		
移動 タ ン ク 貯 藏 所	91 底弁、底弁の手動又は自動開閉鎖装置	—	◎	◎	△	▲	—	—		
	92 マンホール、注入口のふた①	△	—	△	▲	▲	△	—		
	93 マンホール部の防熱、防塵カバー	△	—	△	▲	▲	△	—		
	94 品名、数量表示板	▲	△	▲	▲	▲	—	—		
	95 Uボルト	◎	◎	▲	▲	△	—	—		
	96 可燃性蒸気回収ホース	○	—	○	▲	▲	▲	—		
	97 注入ホース（結合金具を含む。）	○	—	○	▲	▲	△	—		
	※注 4	・注入ノズル	○	—	○	▲	△	—		
	98 箱枠	—	—	○	○	○	—	—		
	99 積載式の移動貯蔵タンクの追加②	◎	—	—	—	—	—	—		
	・緊結金具（Uボルトを除く。）	◎	○	○	▲	▲	△	—		
	・後方監視用カメラ	○	△	○	▲	▲	△	—		
	・アクリライト（アクリライトの両側に弁を設け、設置されたものに限る。）	△	△	△	▲	▲	△	—		
	・車台、タンクの取替	—	—	—	○	—	—	—		

注⁴ ポンプ、流量計(附属装置)については、第2共通事項「危険物設備等」の項目の例によること。

① マンホールのふたにノズル出しをする場合、加圧で使用するものにあつては、許可とすること。

② IMO表示板を貼付しているタンクコンテナと車両の緊結装置に適合性がある場合は、資料提出として差し支えないこと。
資料第6-2「タンクコンテナ式移動タンク貯蔵所の許可等の運用基準」によること。

項目 番号	変更内容	増設	改修	取替	補修	撤去	変更	申請区分：◎許可 ○変更届 △資料提出	▲届出不要 運用解説
屋外貯蔵所	周囲の柵・ラック式棚①	○ △ △ ▲ ▲ △	○ ○ ○ ○ △ △	○ ○ ○ ○ △ △	○ ○ ○ ○ △ △	○ ○ ○ ○ △ △	○ ○ ○ ○ △ △	① ラック式棚とは、昇降機により収納物の搬送を行う装置を備えたものをいう。 ② ラック式以外の棚①	
101	ラック式棚①	○ △ △ ▲ ▲ △	○ ○ ○ ○ △ △	○ ○ ○ ○ △ △	○ ○ ○ ○ △ △	○ ○ ○ ○ △ △	○ ○ ○ ○ △ △	① ラック式棚とは、昇降機により収納物の搬送を行なう装置を備えたものをいう。 ② ラック式以外の棚①	
102	固体分離槽	○ ○ ○ ○ △ △	○ ○ ○ ○ △ △	○ ○ ○ ○ △ △	○ ○ ○ ○ △ △	○ ○ ○ ○ △ △	○ ○ ○ ○ △ △		
103	シート固定装置	○ ○ ○ ○ △ △	○ ○ ○ ○ △ △	○ ○ ○ ○ △ △	○ ○ ○ ○ △ △	○ ○ ○ ○ △ △	○ ○ ○ ○ △ △		
104	地盤面	○ ○ ○ ○ △ △	○ ○ ○ ○ △ △	○ ○ ○ ○ △ △	○ ○ ○ ○ △ △	○ ○ ○ ○ △ △	○ ○ ○ ○ △ △		
105	・硫黄等の塗り、	○ ○ ○ ○ △ △	○ ○ ○ ○ △ △	○ ○ ○ ○ △ △	○ ○ ○ ○ △ △	○ ○ ○ ○ △ △	○ ○ ○ ○ △ △		
<工作物等>									
106	給油取扱所	○ ○ ○ ○ △ △	○ ○ ○ ○ △ △	○ ○ ○ ○ △ △	○ ○ ○ ○ △ △	○ ○ ○ ○ △ △	○ ○ ○ ○ △ △	① 犬走り、アイランド等の工事により、給油空地・注油空地の変更を半うものは、許可とすること。 ② 可動式（電気によるものを除く。）の看板等の工事は、届出を要しないこと。 ③ サインポール、看板等の変更に際して、配線等の電気設備の変更を伴う場合であってもこの項により判断して差し支えないこと。	
107	日除け等（キャノピーを除く。）	△ △ △ △ △ △	△ △ △ △ △ △	△ △ △ △ △ △	△ △ △ △ △ △	△ △ △ △ △ △	△ △ △ △ △ △	④ キャノピー上の広告バーンの設置についても、この項により判断して差し支えないこと。	
<給油機器等>									
108	給油量表示装置	△ △ △ △ △ △	△ △ △ △ △ △	△ △ △ △ △ △	△ △ △ △ △ △	△ △ △ △ △ △	△ △ △ △ △ △	① 固定給油（注油）設備（認定品に限る。）の工事において、次の場合は、許可とすること。 ・給油ホースの長さ、給油ホースの数、ホーススライドの範囲、危険場所の範囲に変更がある場合 ・セルフ用で油種判定機能を削除する場合	
109	カードリーダー等の省力機器	△ △ △ △ △ △	△ △ △ △ △ △	△ △ △ △ △ △	△ △ △ △ △ △	△ △ △ △ △ △	△ △ △ △ △ △	① 固定給油（注油）設備（認定品に限る。）の工事において、次の場合は、許可とすること。 ・給油ホースの長さ、給油ホースの数、ホーススライドの範囲、危険場所の範囲に変更がある場合 ・セルフ用で油種判定機能を削除する場合	
110	通気管のガス回収装置	△ △ △ △ △ △	△ △ △ △ △ △	△ △ △ △ △ △	△ △ △ △ △ △	△ △ △ △ △ △	△ △ △ △ △ △	① 固定給油（注油）設備（認定品に限る。）の工事において、次の場合は、許可とすること。 ・給油ホースの長さ、給油ホースの数、ホーススライドの範囲、危険場所の範囲に変更がある場合 ・セルフ用で油種判定機能を削除する場合	
111	タンクローリー用アースターミナル	△ △ △ △ △ △	△ △ △ △ △ △	△ △ △ △ △ △	△ △ △ △ △ △	△ △ △ △ △ △	△ △ △ △ △ △	① 固定給油（注油）設備（認定品に限る。）の工事において、次の場合は、許可とすること。 ・給油ホースの長さ、給油ホースの数、ホーススライドの範囲、危険場所の範囲に変更がある場合 ・セルフ用で油種判定機能を削除する場合	
112	固定給油（注油）設備（認定品に限る。）①	○ ○ ○ ○ △ △	○ ○ ○ ○ △ △	○ ○ ○ ○ △ △	○ ○ ○ ○ △ △	○ ○ ○ ○ △ △	○ ○ ○ ○ △ △	② 個々の安全対策設備の工事については、該当する変更内容の扱いによること。	
	・単独専用（注油）設備（非認定品に限る。）②	○ ○ ○ ○ △ △	○ ○ ○ ○ △ △	○ ○ ○ ○ △ △	○ ○ ○ ○ △ △	○ ○ ○ ○ △ △	○ ○ ○ ○ △ △	③ 個々の安全対策設備の工事については、該当する変更内容の扱いによること。	

項目 番号	変更内容	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	変更	申請区分：○許可 ○変更届 △資料提出	▲届出不要 運用解説	
給油取扱所	<その他設備機器等>	<その他設備機器等>									
113	混合燃料油調合器、蒸気洗浄機、洗車機（箱型洗車機を除く。）、オートリフト等①	◎	○	△	▲	△	△	△	① 附着設備の工事については、位置の基準を満足すること。 ※尿素水の供給機設置：給油空地内には許可、給油空地外は変更届。		
114	自動車の点検等に使用する機器等①②③	△	△	▲	▲	▲	△	△	② 自動車の点検等に使用する機器等には、オイルキャビネット、ウォータータンク、オイルチエンジャー、スピードスター、オートタイヤエンジヤー、ホイルバランサー、サイドスリップテスター、エアーコンプレッサー、ブレーキテスター、部品洗浄台、マット洗車機、箱型洗車機、洗濯機等を含むこと。		
115	セルルーム（ショッップ含む。）内の電気設備、給排水設備	△	△	△	▲	▲	△	△			
116	セルフ給油所の監視機器（S S C）、放送機器③	◎	○	▲	▲	○	○	○	③ 冷暖房設備で移動式のものは、届出を要さないこと。		
	・給油空地、注油空地内のコネクタ等の舗装	—	—	△	▲	▲	—	—			
	・冷暖房設備（石油式、ガス式、電気式）③	△	△	△	▲	▲	△	△	④ 電子決済端末等は○【R3.2.22消防危20】		
	・アイランドサービスユニット（POS、釣銭機等）④	△	△	△	▲	▲	△	△			
	・防水設備のガラス戸（はめごろし戸に限る。）	○	○	○	○	△	○	○			
	・仮設防火壁	—	—	—	—	—	—	—			
	・防犯用監視機器（カメラ、放送設備）	△	△	△	▲	▲	△	△			
117	圧縮天然ガス等充填設備給油取扱所⑤	○	○	○	○	○	○	○	⑤ ガス設備のみの変更工事等は、その内容により個別に判断する。		
販売取扱所	延焼防止用のそで壁、ひさし、垂れ壁	○	○	△	△	○	○	○			
	棚	△	△	△	▲	▲	△	△			
移送取扱所	120 土盛り等漏えい防歪散防止設備①	○	○	▲	▲	△	△	△	注5 配管（本管、リターン配管、バイパス配管に限る。）の溶接を伴う工事は、許可とすること。		
	121 衝突防護設備	○	○	▲	▲	△	△	△	① 代替措置の流量測定装置、圧力測定装置及び油膜検知装置を含むこと。		
	・監視小屋	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	② 次の各号に該当する場合は、資料提出とすることができる。 アポンプの電動機（50kW以下の中もとのに限る。） 次の各号の全てに該当する場合は、変更届とすることができる。 ア移送基地の構内に設置されでいるものである。 イ危険物の取扱いに変更がないこと。 ウ当該ポンプが電気機器の場合、可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置されていないこと。		
※注5	122 ポンプ設備②	○	○	○	○	○	○	○			
	123 切替弁、削御弁等	○	○	△	▲	▲	△	△			
	124 緊急遮断弁	○	○	○	○	▲	△	△			
	125 ピグ取扱装置	○	○	○	○	○	△	△			
	126 感震装置	○	○	○	○	○	△	△			
	・ローディングアーム、アンローディングアーム (移送取扱所に限る。)	○	○	○	○	○	▲	△			

項目 番号	変更内容	増設	改 造	取替	補修	撤去	変更	申請区分：◎許可 ○変更届 △資料提出	▲届出不要 運用解説
移送取扱所	船舶からの荷卸し又は荷揚げに用いるローデイングアーム先端のカブラー	—	—	△	▲	△			
127	128 巡回監視車	△	△	▲	▲	△			
129	配管（移送取扱所に係るもので、地下配管を除く）③	○	○	○	△			③ 次の各号の全てに該当する場合は、変更届とすることができる。 ア 道路、河川、海、又は第三者の敷地を通過する部分を除く イ 管径、板厚、材質、経路の変更がないこと ウ 危険物の取扱いに変更がないこと エ 溶接工事が伴わないこと	
130	配管（移送取扱所に係るもので、地下配管に限る）	○	○	○	○	○	△		
131	漏洩検知口	○	○	△	▲	△			
132	漏洩検知設備	○	○	○	△	△			
	・流量計、温度計、圧力計	△	△	△	△	△			
	・フィルター、ストレーナー	△	△	△	△	△			
	・配管のベントノズル、ドレンノズル、サンプリングノズル等（移送取扱所に限る。）④	○	○	△	▲	△		④ 次の各号の全てに該当する場合は、変更届とすることができる。 ア 道路、河川、海、又は第三者の敷地を通過する部分を除く イ 管径、板厚、材質、経路の変更がないこと ウ 危険物の取扱いに変更がないこと エ 溶接工事が伴わないこと	
	・防護工等	○	○	○	△	△			
	・分析計、オートサンプラー、粘度計等	△	△	△	△	△			
	・防舷材	▲	▲	▲	▲	▲	▲		

第4 その他

資料の提出をする軽微な変更工事

〔構造又は設備等の変更を目的とした工事の取扱い〕

固定給油（注油）設備の修理又は計量検定のための一時的な撤去、取付、これに伴う代替固定給油（注油）設備の一時的な新設及び撤去の一連工事
同一敷地内における屋外から屋外への常置場所の変更

〔タンク本体に係る補修工事〕

タンク本体に係る補修工事の範囲は、資料第1－10「屋外タンク貯蔵所等の溶接部検査・水張検査等一覧表」によること。

資料の提出を要しない軽微な変更工事

〔構造又は設備等の変更を目的とした工事の取扱い〕

塗装工事
点検のための設備等の分解、清掃及び組立等の一連工事